

郡山市屋外広告物講習会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市屋外広告物条例（平成8年郡山市条例第57号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、同条第1項の講習会（以下「講習会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 講習会は、市長が必要と認めるとき実施し、その日時及び場所については、実施の1月前までに別途周知する。

(講習時間)

第3条 郡山市屋外広告物条例施行規則（平成9年郡山市規則第27号。以下「規則」という。）第23条第1項に規定する講習会の講習事項（以下「講習科目」という。）の講習時間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (1) 屋外広告物に関する法令 | 6時間程度 |
| (2) 屋外広告物の表示に関する事項 | 3時間程度 |
| (3) 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の施工に関する事項 | 6時間程度 |

(受講の申込)

第4条 講習会を受講しようとする者は、郡山市屋外広告物講習会受講申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(講習科目の一部免除)

第5条 市長は、規則第23条第2項の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、第3条第3号に規定する講習科目を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者若しくは職業訓練修了者又は帆布製品製造取付けに係る技能検定合格者

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、郡山市屋外広告物講習会講習科目一部免除申請書（第2号様式）を前条に規定する受講申込書とともに市長に提出しなければならない。

(受講手数料)

第6条 受講申込手数料は、条例に定める額とする。

(修了証書等)

第7条 市長は、講習会を修了した者に屋外広告物講習会修了証書を交付する。

2 市長は、講習会を修了した者について名簿を整備するものとする。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

郡山市屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

郡山市長

氏名

屋外広告物講習会を受講したいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな		写真貼付欄 (縦4cm×横3cm) (上半身、無帽、無背景、6か月以内に撮影したものを貼付)
氏名		
性別	男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生	
住所	電話番号	
所属企業名		
所在地	電話番号	
備考		

第2号様式（第5条関係）

郡山市屋外広告物講習会講習科目一部免除申請書

年 月 日

郡 山 市 長

住所

氏名

下記の理由により、郡山市屋外広告物講習会における郡山市屋外広告物条例施行規則第23条第1項第3号の講習科目の免除を申請します。

記

講習科目一部免除申請の理由（該当する記号を○印で囲んでください。）

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者若しくは職業訓練修了者又は帆布製品製造取付けに係る技能検定合格者

備考 上記に該当する旨を証明する書類を添付してください。